

### 資料第 032-1 現地調査に関する実施方針

○ 現地調査の目的

特に甚大な被害を受けた地域に対する今後の産業復興施策を検討するため、都が直接現地調査を実施する必要があると判断する場合には、当該区市町村とも連携しながら、詳細な被害状況等の把握のための調査を行う。

○ 現地調査班の編成

局調査担当を中心に、事業所管各部も含めた体制により編成する。なお、必要に応じて当該区市町村の事業所管部門に対して人員派遣を要請することとする。

○ 現地調査における業務内容

- 1 詳細な被害状況の把握
- 2 事業再開の妨げとなっている要因の把握 等

○ 調査用フォーマット（例）

（資料第 032-3）のとおり

（参考：区市町村震災復興標準マニュアル P. 374）

### 資料第 032-2 被害・復旧状況分析班の編成等

○ 分析班の設置理由

産業復興対策を迅速かつ効果的に実施していくに当たっては、事業所被害概況調査等に基づいた被害・復旧状況の的確な把握がその前提となることから、各種調査結果の整理・分析を専門に行う被害・復旧状況分析班を設置する。

○ 分析班の編成

局調査担当を中心とし、事業所管各部も含めた体制により編成する。

○ 分析班の業務

- 1 事業所被害概況調査、定期的な事業所被害・復旧状況調査等により把握した被害・復旧状況についての整理及び分析を行う。
- 2 分析結果について、他の機関との連絡調整窓口である総務部に対して報告する。

○ 分析用フォーマット（例）

（資料第 032-4）のとおり

（出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 374）

## 資料第 032-3 事業所被害状況調査票（現地調査） 調査用フォーマット（例）

## 事業所被害状況調査票（現地調査）

【調査年月日】

【調査員職・氏名】

事業所名（業種）	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況 （全壊（焼）・半壊（焼）・ 一部損壊・無被害）	
事業被害状況 （被災前との比較等）	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 （緊急度）	
その他	

（出典：区市町村震災復興標準マニュアルP.375）

### 事業所被害・復旧状況分析表

【分析年月日】

【分析者職・氏名】

1 事業所被害状況分析表

		建物被害状況 (件)				事業再開予定時期 (件)				
		全壊 (焼)	半壊 (焼)	一部損 壊	無被害	一週間 以内	一ヶ月 以内	三ヶ月 以内	三ヶ月 以降	再開困 難
業 種 別	製造業									
	卸売業									
	小売業									
	サービス業									
規 模 別	小規模									
	中小規模									
	中規模									
	大規模									
地 域 別	都心・副都心									
	城東地域									
	城南地域									
	城西地域									
	多摩地域									
	島しょ地域									

2 事業所復旧状況分析表

		事業再 開率 (%)	現在の景況						今後3ヶ月の見通し					
			業況 (%)			売上高(震災 前同月比) (%)			業況 (%)			売上高(当月 比) (%)		
			良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少	良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少
業 種 別	製造業													
	卸売業													
	小売業													
	サービス業													
規 模 別	小規模													
	中小規模													
	中規模													
	大規模													
地 域 別	都心・副都心													
	城東地域													
	城南地域													
	城西地域													
	多摩地域													
	島しょ地域													

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP.375)

## 資料第 032-5 【参考】神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度

賃貸型仮設共同工場について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度」は以下のとおり。

神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度は、震災により工場を失った中小企業に対し、自ら工場を確保するまでの間、暫定的に低廉な賃料（500 円/㎡・月）で操業の場を提供することを目的とし、長田南部で3団地52戸、西神地区で3団地118戸、計170戸の仮設賃貸工場を建設した（下表）。

建設にあたっては、通産省が中小企業事業団の高度化資金融資制度の特例を創設し、高度化事業は本来民間の事業協同組合等を事業主体に想定していることから、仮設賃貸工場は(財)神戸市都市整備公社が建設した。

平成7年2月25日から第1次募集、3月21日から第2次募集を行った結果、約250社が入居した。入居期限は最長5年であり、11年10月1日現在157社が入居している。仮設賃貸工場を既に転出・退去した企業は92社で、その内訳は操業場所の確保によるものが36社、廃業・倒産18社、不明38社である。

表 仮設賃貸工場一覧

団地名	対象業種	供用期間	規模		用地
			戸数	計	
神戸インナー 第4工業団地	機械金属	平成7年4月1日 ～ 平成12年3月31日	75㎡×2戸	16戸 1,285㎡	土地開発公社 (1,500㎡) 都市計画局 (1,000㎡)
			80㎡×2戸		
			85㎡×5戸		
			95㎡×7戸		
荻藻島	ケミカル	平成7年4月1日 ～ 平成12年3月31日	214㎡×5戸	5戸 1,070㎡	理財局 (2,000㎡)
南駒栄	ケミカル	平成7年5月1日 ～ 平成12年4月30日	198㎡×25戸 100㎡×6戸	31戸 5,550㎡	都市整備公社 (12,000㎡)
神戸ハイテク パーク	機械金属	平成7年6月17日 ～ 平成12年6月16日	240㎡×3戸 120㎡×26戸 60㎡×24戸	53戸 5,280㎡	都市整備公社 (23,500㎡)
興亜池公園	ケミカル	平成7年6月3日 ～ 平成12年6月2日	214㎡×13戸 58㎡×17戸	30戸 3,768㎡	港湾整備局 (7,500㎡)
高塚台	ケミカルその他	平成7年6月27日 ～ 平成12年6月26日	240㎡×9戸 120㎡×5戸 48㎡×21戸	35戸 3,768㎡	建設局 (8,900㎡)
合 計			170戸	20,721㎡	56,400㎡

(出典：神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日)

資料第 032-6 【参考】中小企業高度化資金の特例措置（神戸市）

仮設共同工場・店舗設置に係る融資制度について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された「中小企業高度化資金の特例措置」及びその申込要領は以下のとおりである。

1. 仮設工場・店舗設置に係る中小企業高度化資金の特例措置

目 的	地方公共団体が拠出している公益法人等が、阪神・淡路大震災で被害を受けた中小企業に貸貸するため、貸工場（仮設工場を含む）を設置する。	
貸付の対象 （事業主体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体</li> <li>・地方公共団体が出資している株式会社</li> <li>・地方公共団体が出捐している公益法人</li> </ul>	
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①激甚災害特別財政援助法の指定地域内で実施すること</li> <li>②地方公共団体が作成する復興計画等に即して実施される事業</li> <li>③当該事業が被災地域の中小企業の復興を支援するための建物等を設置するものであること</li> <li>④被災中小企業が5名以上入居すること</li> <li>⑤原則として製造業が入居すること</li> <li>⑥入居期間はおおむね5年</li> </ul>	
貸付条件	利 益	無利子
	償 還	20年以内（据置期間含む）
	据 置	5年以内
	助成割合	90%以内
貸付対象	建設費、土地取得費（造成費含む）、借地にかかわる費用（敷金除く）	

（出典：神戸市「阪神・淡路大震災－神戸市の記録」）

2. 申込要領

申込資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)被災時に神戸市内で製造業を営んでいた企業</li> <li>(2)工場が焼失または倒壊により製造業を営むことができなくなった者（要り災証明書）</li> <li>(3)仮設工場において自ら製造業を営み、かつ製造を行う者（製造業の規定は日本標準産業分類による）</li> <li>(4)集団化・共同化を図るなど、将来的に自立する意欲のある企業</li> <li>(5)神戸市内に本社又は主たる事業所を有する企業であること</li> <li>(6)6年度市民税を滞納していない者</li> <li>(7)入居決定後、神戸市の指定する入居時期に速やかに入居し操業開始できる者</li> </ul>
利用期間	入居日から3年間（ただし、その後2年間で限度に更新が可能）
費用負担	家賃：月額 500円／㎡ 共益費：月額 10円／㎡ 敷金・保証金不要 その他電気・水道・光熱水費は実費負担

（出典：神戸市「阪神・淡路大震災－神戸市の記録」）

資料第 032-7 賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート（案）

用地番号_____	(調査日) 年 月 日 (調査者)
地盤状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
道路の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
上水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
下水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電気の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電話の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
ガスの被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
備 考	

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 377)

資料第 032-8 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策（中小企業対策、農林水産対策）

## <中小企業対策>

### ◎ 融 資 制 度

#### 1 災害復旧のための現行融資制度

##### 【東京都中小企業制度融資】

##### ① 災害復旧資金融資

■対象者 : 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である 企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの

■対象災害 : 次の(1)又は(2)に該当するものうち知事が指定するもの

(1) 災害救助法の適用があった災害

(2) (1)のほか特に必要なもの

■限度額 : 一災害につき 8,000 万円

■期間 : 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）

■利率 : [固定金利]年 1.7%（責任共有対象）

[固定金利]年 1.5%（責任共有対象外）（平成 27 年 4 月 1 日現在）

ほか、小規模企業向け融資、一般事業資金融資、経営支援融資等がある。

##### 【日本政策金融公庫の融資制度】

##### ① 災害貸付

■対象者 : 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方（直接被害者）及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方（間接被害者）

■限度額 : 各貸付の融資限度額に、1 災害あたり 3,000 万円を加えた額（特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。）

■利率 : 各貸付の利率（特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定める。）

■期間 : 運転資金・設備資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）

##### ② 災害復旧貸付

■対象者 : 公庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者

■限度額 : (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず 1 億 5,000 万円

(代理貸付) 既往債務残高にかかわらず直接貸付の範囲内で 7,500 万円

■利率 : 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）

■期間 : 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）



**【商工組合中央金庫の融資制度】**

## ① 災害復旧貸付

- 対象者 : 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
- 限度額 : 特に定めず
- 利率 : 所定利率
- 期間 : 設備資金 20 年以内 (うち据置期間 3 年以内)  
           運転資金 10 年以内 (うち据置期間 3 年以内)

**【中小企業基盤整備機構の高度化事業】**

## ① 災害復旧高度化事業

- 対象者 : 既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者
- 限度額 : 事業費の 90%
- 利率 : 無利子
- 期間 : 20 年以内 (据置期間 3 年以内を含む)

**2 新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行融資制度****【東京都中小企業制度融資】**

## ① 創業融資

次のいずれかに該当するもの

- ・ 事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの
- ・ 創業した日から 5 年未満である中小企業者又は組合
- ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社

## ② 設備更新・企業立地促進

次のいずれかに該当する中小企業者

- ・ 事業の実施に必要な機械・装置、工具・器具・備品等の増強、改良又は補修等を行うもの
- ・ 都内において工場・事務所の新增設又は移転等を行うもの

## ③ チャレンジ

次のいずれかを行う中小企業者又は組合

- ・ 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
- ・ 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
- ・ 当該年度において東京都が重点的支援を行う事業等

以上のほかに、新保証付融資制度、東京都動産・債権担保融資 (ABL) 制度、女性・若者・シニア創業サポート事業等がある。

**【日本政策金融公庫の融資制度】**

① 新企業育成貸付

(新規開業資金)

現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める者で現在勤めている企業に継続して6年以上勤めている者もしくは同じ業種に6年以上勤めている者、大学等で習得した技能と密接に関連した職種に継続して2年以上勤めている者でその職種と密接に関連した業種の事業を始める者、技術やサービス等に工夫を加えたようなニーズに対応する事業を始める者、雇用の創出を伴う事業を始める者、開業後概ね7年以内の者

(女性・若者／シニア起業家資金)

女性又は30歳未満か55歳以上の者であって、新たに事業を始める者、事業開始後おおむね7年以内

② 企業活力強化貸付

(新事業活動促進資金)

経営革新や新分野進出を行う者

(企業活力強化資金)

卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む者で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、新分野進出などを行う者

(IT活用促進資金)

情報化投資を行う者

(地域活性化・雇用促進資金)

事業の拡大等のための設備投資を行うことにより、雇用の増加が見込まれる者

(環境・エネルギー対策資金)

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入設置する方または環境対策の促進を図る者 社会環境対応施設整備資金

災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方、地上放送のデジタル化により発生した不要施設を撤去する者

以上のほかに、セーフティネット貸付等がある。

**【商工組合中央金庫の融資制度】**

① 新事業活動促進資金

経営革新支援法に基づき経営革新計画の承諾を受けた中小企業者

② 新事業育成資金

技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者

**【日本政策投資銀行の融資制度】**

- ① 知的基盤整備（新技術開発）  
高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラント等の建設資金及び研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金等
  - ② 知的基盤整備（新規事業育成）  
高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難な企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供等を行うための資金
- 以上のほか、経済構造改革（規制緩和・事業革新等）等がある。

**【中小企業基盤整備機構の高度化事業】**

- ① 集団化事業、集積区域整備事業、共同施設事業等の高度化事業がある。  
震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度や、その他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件の緩和を検討・要請する。

**3 震災復興のために検討すべき特例措置**

- ① 東京都及び政府系中小企業金融機関の既往融資に係る負担軽減措置の検討  
震災による被害が債務者の償還能力に及ぼした程度等に応じ、震災発生前に東京都及び政府系中小企業金融機関が既に行っていた融資に係る返済の猶予、利払いの軽減等の負担軽減措置を検討・要請する。
- ② 現行融資制度に係る融資条件の緩和の検討  
震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度やその他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件の緩和を検討・要請する。
- ③ 復興基金等による利子補給の検討  
復興基金が設置され、又は（公財）東京都中小企業振興公社の中小企業振興基金に対して財源手当てがなされる場合には、東京都及び政府系中小企業金融機関の現行融資制度による融資について、これら復興基金等から利子補給を行うことを検討・要請する。
- ④ 新たな融資制度の検討  
被災区域内においてライフラインの復旧工事、大規模小売店舗等生活基盤施設の復旧工事、地域の経済基盤としての機能を果たす事業の復興を図る工事等を行う事業者に対する融資制度を日本政策投資銀行に新たに設けるよう要請する。

以上の諸措置のほか、復興の過程で活力ある産業を生み出すために特にこ入れすべき分野がある場合には、当該分野について東京都及び政府系中小企業金融機関等に新たに融資制度を設けることを検討・要請する。

## ◎ 補助制度等

### 1 事業再開の場の確保・提供のための補助制度の検討

- ① 商店街共同仮設店舗整備費への補助の検討  
復興基金が設置される場合には、被災した商店街・小売市場が整備する共同仮設店舗の建設費等に対して助成を行うことを検討する。
- ② 商店街共同施設建設費への補助の検討  
被災した商店街等が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費に対し、助成を行うことを検討する。

### 2 新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行支援・助成制度

#### 【東京都の支援・助成制度】

- ① ものづくり新集積形成支援事業  
中小企業一社では達成困難な高付加価値製品の開発や幅広い受注など、明確な事業目的をもって共同事業に取り組む中小企業のグループや企業間ネットワークに対する支援
- ② 工場等集団化指導  
地域の工業、卸売業及び小売業が適地に集団化移転するための指導及び工場適地調査等
- ③ 中小企業経営・技術活性化支援事業  
産業構造の転換等の経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、中小企業に対して経営・技術の活性化に必要な経費を助成し支援する。
- ④ 東京都は以上のほか、地域の産業活力の創造、新分野への進出支援、商業の活性化等のために様々な事業を行っている。

### 3 震災発生後における地域産業の再建及び活性化に対する一層の支援・助成

- ① 地域産業の再建及び活性化を促進するための支援事業  
商談会等の開催、産業復興イベントの開催、物流ルートの確保等により、地域産業の再建及び活性化を図る。  
中小企業のための総合相談窓口等を設置し、被災中小企業者等からの各種相談に応じる。
- ② 新たな支援・助成制度の創設の検討  
復興基金が設置される場合には、被災中小企業等で構成する団体等が地域産業の復旧・復興を図るために実施する販路開拓、人材育成等の共同事業に対して助成を行うことを検討・要請する。

＜農林水産対策＞

◎ 融資制度

① 日本政策金融公庫の融資 ※農業関係資金のみ抜粋

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協、同連合会等	災害 0.40 ～ 1.00%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設等の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者、農協・同連合会	災害 0.40 ～ 1.00%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植は10年以内)
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(原則として天災)	農林漁業者	災害 0.40 ～ 0.55%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済会・同連合会	災害 0.40 ～ 1.00%	20年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

② 経営資金等の融通

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金 (一般及び激甚)	経営資金	種苗、肥料、 漁業用燃油等の 購入等	被害農林漁業 者	特別被害 者※1 3.0%以内  3割被害 者※2 5.5%以内  その他 6.5%以内	3年以 内～6 年以内  (激甚災 害の場合 は4年以 内～7年 以内)	—
	事業資金	天災により災 害を受けたため 必要となった事 業運営資金	被害組合及び 連合会	6.5%以内	3年以内	—

※1：特別被害地域内の特別被害農林漁業者

※2：被害農林漁業者で、天災による農林水産物の損失額が平年の総収入額のそれぞれ3割以上の者  
(特別被害地域内の特別被害農林漁業者を除く。)

(出典：区市町村震災復興標準マニュアルP. 380-386)

資料第 032-9 雇用維持の要請文書（案）

文書番号

〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

練馬区長 ○ ○ ○ ○

被災事業所における雇用の維持について（依頼）

今回の震災に伴い、直接的又あるいは間接的に被害を受けられた皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

震災の被害により、営業を停止あるいは縮小せざるを得ない事業主の方も多いかと存じますが、生活の再建に向けて頑張っておられる多くの従業員において経済的基盤である雇用の行く末に不安を感じておられる方も少なくありません。

つきましては、貴団体に所属する事業主の皆さまにおかれまして、できうる限り雇用の維持に努めて頂けるよう、貴団体からも要請して下さるようお願い申し上げます。

なお、区としても、都と連携を図りながら、下記の通りの雇用維持に対する支援策について情報収集に努めております。

厳しい環境の中ご苦勞されているとお察しいたしますが、何卒よろしく願いいたします。

記

（雇用維持支援策）

- ・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・・・・・・・

担 当：

（都震災復興マニュアル（復興施策編）P.529 をもとに作成）

資料第 032-10 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策（雇用就業対策）

## ＜雇用就業対策＞

### ◎ 助成金制度

#### 1 雇用維持のための現行助成金制度

##### 【雇用調整助成金】

- 対象事業主：景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主
- 受給額：
  - ・休業等の場合 休業手当×1/2（中小企業事業主2/3）  
〔教育訓練を行う場合は、訓練費として1人1日1,200円加算〕
  - ・出向の場合 出向元事業主の負担額×1/2（中小企業事業主2/3）  
※ 1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度
- 受給期間：
  - ・休業等の場合 雇用調整期間の初日から起算して3年間  
〔支給限度日数：初回1年間で100日。3年間で150日〕
  - ・出向の場合 1年以内の出向に係る期間

#### 2 再就職支援のための主な助成制度

##### 【雇用調整を行わざるを得ない事業主向け】

- ① 労働移動支援助成金（求職活動給付金及び再就職支援給付金）  
事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対し、求職活動等のための休暇の付与、再就職相談室の設置等を行う事業主又は民間の職業紹介事業者が労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた事業主に、助成金を給付
- ② 退職前長期休業助成金  
事業規模の縮小等により、退職希望者の募集を余儀なくされた事業主が、退職希望者の求職活動のための休業を行った場合及び当該休業期間中の教育訓練の支援を実施した場合に、休業手当相当額及び教育訓練費の一部を支給

##### 【雇い入れを行う事業主向け】

- ① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）  
高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を支給
- ② 試行雇用（トライアル雇用）奨励金  
業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に、奨励金を支給
- ③ 労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）  
雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者の雇入れ、移籍による労働者の受入れ、又は在籍出向から移籍への切り換えによる労働者の受入れを行い、それらの労働者に対して訓練（Off-JT



又はOff-JT+OJT)を行った事業主に、助成金を支給

### 3 震災時における雇用の安定のために検討すべき特例措置

#### ① 雇用調整助成金に係る特例措置等の国への要請

支給対象事業主の要件として「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主」であることが定められている。この経済上の理由に「震災の影響を含めること及び書類の焼失、散逸等により要件の確認が困難なものに係る特例措置」について検討の上、国に対して要請する。

また、震災の被害が事業主の雇用維持に及ぼす程度や地域の雇用情勢等を勘案し、雇用機会の増大を図るため、雇用調整助成金及び特定求職者雇用開発助成金の助成率の上乗せ、支給対象被保険者の範囲の拡大、支給期間の延長等についても検討の上、国に対して要請する。

#### ② 雇用創出事業実施に係る交付金の国への要請

被災時における雇用創出事業を、地域の判断で実施可能とする交付金を国に対して要請する。

#### ③ 都における奨励金支給等の検討

上記①及び②の要請後も国による対応がなされない場合、又は対応がなされたものの状況に改善が見られない場合は、都が奨励金の支給や雇用創出事業等を行うことを検討する。

なお、雇用創出事業の検討に当たっては、必要に応じ、国が東日本大震災時に実施した緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業等）などのスキーム等を参考にするものとする。

#### ④ 新たな支援制度の検討

雇用の維持・安定や離職者の再就職促進等を積極的に行うため、国の助成制度等を補う支援制度について必要性の検討を行う。

## ◎ 失業等給付制度

### 【離職者の生活支援のための主な失業等給付】

#### ① 求職者給付（基本手当）

雇用保険の被保険者が離職し、働く意思と能力がありながら就職できない状態（失業）にあり、原則として離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上ある者に、基本手当を支給

#### ② 求職者給付（技能習得手当）

公共職業安定所長の指示により2年以内の公共職業訓練等を受講する基本手当の受給資格者等に対し、技能習得手当を支給

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 387-389)